

平成 27 年度第 2 回奈良県消費生活審議会

日時：平成 28 年 1 月 29 日（金）

16：00－16：50

場所：奈良県消費生活センター

司会進行：消費・生活安全課長

開会挨拶（くらし創造部長）

議事

（事務局）

ただいまから、平成 27 年度第 2 回奈良県消費生活審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は司会を努めさせていただきます、消費・生活安全課の姫野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議は委員 14 名中、13 名の御出席をいただいておりますので、奈良県消費生活条例施行規則第 4 条第 2 項の規定により、有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は峯川委員、谷垣委員につきましては、所用により欠席されております。

それでは本会議の開会に当たりまして、くらし創造部長の中から皆様に御挨拶を申し上げます。

<部長挨拶>

（事務局）

本日は誠に申し訳ございませんが、中部長においては、公務のためここで退席とさせていただきます。

――資料確認――

（事務局）

それでは、これからの議事につきましては、奈良県消費生活条例施行規則第 3 条第 2 項の規定によりまして、伊東会長にお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

【議題1】

消費者教育推進計画（案）について

（伊東会長）

それでは、早速議事に入ります。第1号議案「消費者教育推進計画（案）について」ですが、奈良県消費生活条例施行規則第5条第3項の規定に基づき、本件に係る経過及び結果を、消費者教育推進部会の部会長である北條委員からご報告お願いいたします。

――北條委員より説明――

（伊東会長）

ただいま説明がありました内容について、御意見、御質問等がございますか。皆さんよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。ただいま報告がありました議題1について、消費者教育推進計画の案として承認し、今後計画の策定に係る手続や軽微な修正については事務局に一任することとしてよろしいでしょうか。

（坂東委員）

正確に言うと事務局に一任するのではなくて、部会長に報告の上、事務局との協議を経て修正するとしていただきたい。やはり、審議会が最後決定すべきだと私は思うので、事務局に全て一任するのはどうかと。

（伊東会長）

手続としては、坂東委員がおっしゃるとおりだと思います。我々も知っておかないといけないことですし、その責任者であることをお互いにしっかりと理解した上で進めないと齟齬が生じることにもなってしまいますので。せめて報告だけでもお願いしたい、ということですね。

（北條委員）

今の件は、先ほど担当課事務局と話をさせていただきました。

（伊東会長）

ありがとうございます。それでは、消費者教育推進計画の案として承認し、今後計画の策定に係る手続や軽微な修正については部会長に報告の上、事務局に一任するということがよろしいでしょうか。

（委員了承）

（伊東会長）

ありがとうございました。

特に御意見もありませんでしたので、議題1については審議会においても承認し、今後は部会長に報告の上、事務局に一任し、パブリックコメント等の手続を進めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【議題 2】

消費者安全法改正に伴う条例・規則の改正について

それでは議事を進めます。第 2 号議案・第 3 号議案については、報告事項となっております。まず、第 2 号議案「消費者安全法改正に伴う条例・規則の改正について」事務局から説明をお願いいたします。

――事務局説明――

(伊東会長)

ありがとうございました。議題を含め説明に関して、御意見、御質問等は後ほどまとめてお伺いいたします。

【議題 3】

消費者行政の推進について

- ・平成 28 年度事業について
- ・平成 27 年度上半期における消費生活相談の概要について

それでは、第 3 号議案「消費者行政の推進について」事務局から説明をお願いいたします。説明については、次第にある二点について一括して説明してください。よろしくお願いいたします。

――事務局説明――

(伊東会長)

ありがとうございました。

それでは、以上の説明に関して御意見、御質問等はございますか。

(鶴木委員)

奈良県消費生活相談員連絡会の鶴木です。議題 2 の「消費者安全法改正に伴う条例・規則の改正について」の資料 2 のところですが、報告事案ということですので、連絡会の意見として述べさせていただきます。

国から、参酌基準として 6 つの基準が示されていて、その 4 番目「消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに～」というくだりですが、消費生活センター及び消費生活相談員に期待される役割が増えている中で、国の参酌基準として示されている 4 番目の内容をあえて「雇止め等については嘱託職員の待遇の全庁的なバランスを考慮し規定せず。」と変更することについて思うところがあります。消費生活相談員は熱意をもって仕事をされる方が多く、そのような方がいることによって成り立っている現場が多い中で、「処遇の確保に必要な措置を講ずること」とした参酌基準の 4 番目は非常にありがたい条項でした。それをあえてここで排除された考え方は、「雇止め等については嘱託職員の待遇の全庁的なバランスを考慮し規定せず」とのことですが、本来ならば、今後、消費者教育推進計画を策定して消費者行政を積極的に進めていく中で、マンパワー確保というのも重要になってくると思いますので、県の方向性と

してはいかがなものかと考えます。職務内容も異なりますのに嘱託職員を一括りにして、こういう結果になってしまったことは、非常に残念だなというふうに感じました。以上です。

(伊東会長)

ありがとうございます。事務局のほうから何かございますか。

(事務局)

鶴木委員の御意見はもつともなのですが、これは都道府県によりまして年数制限とかそういうことで雇止めを採用している都道府県があるということで、国のほうでそういった雇止めをしないようにということで盛り込まれているものでございます。奈良県の場合は御承知のとおり、単年度採用という形にはなってございますが、定年制は採用しておりますが、嘱託職員について雇止めは基本的に行っていないことから、これを県の条例には盛り込まないということでございますので、御理解をいただきたいところです。

(伊東会長)

御意見としてということでしたが、雇止めはしていないが、できれば条例に書いてほしいという気持ちもよく分かります。そのほかにもございませんか。

(坂東委員)

まず質問です。私の勘違いならそれでいいのですが、資料3の「事業期間、事業目標」という2の部分で、これは平成39年度までの事業目標ですか。平成29年度までの間違いではないのかと思っているのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

最長平成39年度までになります。

(坂東委員)

そうですか、分かりました。それなら結構です。元々の基金の方は平成29年度まで活用が可能だったもので、そう思ったのです。

それから、もうひとつ私からもお願いです。鶴木委員と全く同じことを言います。雇止めは奈良県ではやっておられないということで、そこについては大変敬意を表したいと思いますが、第4号のところで書かれているのは、雇止めの話もちろん中心になっています。しかしながら、要は消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び職の確保に必要な措置を講ずることというのが実は最後にまとめがありまして、ここで言われているのは、要するに雇止めがひとつの典型例だけれど、それ以外にも相談員の皆さんの待遇状況について、先ほど予算の中で一定の御配慮をしたというのもありましたが、考えてほしいというものです。今後恐らく、相談員の方々のニーズも資格要件も変わってまいります。御承知のとおり、そうなってくると、相談員の方々の働くことについてのニーズの変化といったものも出てくると思うので、今後是非、勤務されている相談員の方々、あるいは奈良県の市町村の中で御努力されている相談員の方々とその意見のヒアリング等もしながら、条例に盛り込むのかどうかといったことも含めて、具体的な待遇改善の方向性についても、是

非この機会に御検討いただきたいということを要望として伝えさせていただきたいと思
います。

(伊東会長)

ありがとうございます。これから少し待遇は改善されていくが、さらに改善を進めてほ
しいということだと思います。来年度はこれでいくが、再来年度に向けてさらなる改善の
努力をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

そのほかにございますでしょうか。

【議題4】

その他

それでは議題4「その他」といたしまして、改正法の概要等の資料を提出いただい
ておりますので、別途、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

その他、時間も限られておりますが、本日、御審議いただいたことも含めて、今一度県
の消費者行政の推進に関して御意見、御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは委員の皆様のご協力によりまして、本日の議案の審議は全て終了いたしました。

これを持ちまして審議会を閉じさせていただきます。円滑な議事進行に御協力いただき、
誠にありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しさせていただきます。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。

今後のスケジュールでございますが、もう一度簡単に御報告させていただきます。2月
5日から3月4日を現在予定しているところでございますが、最終計画案をパブリックコ
メントということで、県民に対して意見募集をさせていただきます。これにつきまして、
パブリックコメントを踏まえました加筆・修正につきましては、本日の件と合わせまして
部会長と御相談させていただいた上で修正を行いまして、その加筆・修正版の計画書につ
きましては、また委員の皆様方に御送付させていただき、最終的に3月末の公表というこ
とで策定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。部会の委員の皆様方
におかれましても、しばらく策定作業に御協力をお願いしたいと思っております。

それと最後でございますが、これは議事の報告にはなかったのですが、実は消費生活セ
ンターが移転することになってございます。中南和相談所については、一昨年前から移転
が決定しているところでございますが、それについても消費生活センターの所長から簡単
に報告していただきたいと思います。

(谷所長)

婦人会館での消費生活センターの業務は平成28年3月末で終了いたしまして、平成28
年4月1日からシルキア奈良、JR奈良駅前のホテル日航奈良の2階に入らせていただく
ことになりました。ただ、部屋のほうが、啓発コーナーと相談コーナー、商品テストコー
ナーと3つに分かれておりまして、消費者の方に少し御迷惑をおかけするかもしれません。

3月末の移転後、4月1日から皆様にはいろいろ御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

中南和相談所の移転につきましてはまだ日にちが決まっておりません。4月の半ばか4月下旬に、大和高田市市民交流センターに移転することになっております。また詳しく分かりましたら、御報告させていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

この施設は老朽化と耐震診断の関係で、婦人会館も合わせて移転という形になりました。県施設で今現在空いている適当な施設がございませんので、ホテル日航奈良のビル内のシルキア奈良に当面の間、移転するという形になります。中南和相談所につきましては、中部地域の県有施設の再配置計画により、大和高田市に所在する高田総合庁舎から、橿原市に所在する旧耳成高校が現在、橿原総合庁舎ということになってございまして、県税事務所や保健所が去年の今頃から順次移転して、橿原総合庁舎へ移転済みでございまして、中南和相談所につきましては大和高田市内で設置するという事で、現在高田総合庁舎内に留まっており、大和高田市市民交流センターが完成すればそちらのほうへ移転するという事です。これは去年から決まっているということにして、奇しくも両方の施設が移転するという報告を同時にしなければならなくなりました。婦人会館での会議は今年度で終わりかも知れませんが、また新しい施設で開始する時にはよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項を含めまして消費生活審議会を終了させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。